

物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた緊急要望書

我が国の経済は、緩やかな回復基調を維持している。連合の調査によると、今年の春季労使交渉では、平均賃上げ率が5.25%と34年ぶりの高水準となり、京都府においても、昨年に引き続き5%台の大幅な引上げとなっている。

一方で、食料品など身近な物も含めてあらゆる分野で物価が高騰し続けており、実質賃金は9カ月連続でマイナスとなっている。また、人材の確保・定着のため、業績は改善していないが賃金を引き上げる、いわゆる「防衛的賃上げ」を行う企業も見られる。このため、労働者において、賃金が上昇している実感や、今後も継続的に賃金が上昇する期待感が希薄となり、個人消費が低迷している。

賃金の引上げは、労働者の生活の安定と向上が図られることにより経済の好循環をもたらし、さらには地域経済の活性化にも繋がることから重要であり、中小企業において物価上昇を上回る賃上げが継続して実現できるように、以下の対策を緊急要望する。

1 国の総合経済対策の早期実施について

国においては、この度、「強い経済」の実現に向けて、「生活の安全保障・物価高への対応」を第一の柱とする総合経済対策を策定され、また、地域のニーズにきめ細かく対応する重点支援地方交付金の「拡充」も掲げられているところ。

地方自治体において、適正な事業期間で、効果的な施策が展開できるよう、交付金制度の柔軟な運用と十分な予算を確保すること。

2 中小企業の生産性向上・経営基盤強化のための支援について

実質賃金の増加に向けては、物価高対策に加え、中小企業が賃上げの原資となる収益を確保することが必要である。税制・補助金などを総合的に活用し、生産性向上、DX、省力化投資など企業の成長に資する業務改善・設備投資などの環境整備への支援を強化・拡充すること。

業務改善助成金については、申請要件の緩和や手続きの簡素化など制度を拡充されてきたが、人材確保・定着に向けて一層の賃上げが求められる状況において、最低賃金を一定上回る中小企業が更なる賃上げに取り組む場合も支援対象に加えるなど、多くの中小企業の賃上げを支えられるよう、制度改善を図ること。

さらに、京都府では、最低賃金の大幅な引上げを受けて、業務改善助成金へのいわゆる上乗せ支援を実施しているが、双方の制度がより機能するよう、国の様々な支援制度において、柔軟な制度設計や早期段階での情報提供を図ること。

3 リカレント・リスキリングによる人材育成支援について

人口減少に伴う人手不足の状況が深刻化する中で、企業の経営基盤強化による生産性向上はもとより、働く従業員の個々の能力を高めることは、処遇改善、成長分野への労働移動、さらには人材確保を進める上で極めて重要であるとともに、ウェルビーイングの観点からも一層推進すべき取組である。

国におかれては、人材開発支援助成金やキャリアアップ助成金による支援に加え、本年10月からは雇用保険に「教育訓練休暇給付金」を新設するほか、全国に「キャリア形成・リスキリング支援センター」を設置し、独自に支援体制を強化されている。京都府においても令和3年8月に行労使が中心となって「京都府生涯現役クリエイティブセンター」を立ち上げ、現時点で10万人を超える方々のリカレント・リスキリングを支援しているところである。

利用者、事業者の双方が理解し、活用できる制度への改善とともに自治体独自の取組への積極的な財政支援や情報共有を含めた事業連携を強化すること。

4 価格転嫁・取引適正化の徹底について

中小企業庁の調査によると、労務費の価格転嫁は一定進んできているが、コスト全般の転嫁率より低い状況である。また、受注企業の取引段階が深くなるにつれ、価格転嫁の割合が低くなる傾向がある。

令和8年1月の「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の施行においては、適切な価格転嫁についての周知広報、並びに発注者への指導等を徹底すること。また、税制及び補助金・助成金によるインセンティブ付与等の中小企業への各種支援策の拡充などとセットで、実効性のある価格転嫁対策等を講じること。

また、物価高騰が続く中、消費者が価格の低い商品を希望することは致し方ないが、適切な価格転嫁は企業の収益向上に繋がり、賃上げの原資となって労働者に還元されることから、消費者理解の促進など社会全体で価格転嫁を受け入れるための機運醸成に向けた方策を講じること。

5 「年収の壁」など社会保険制度の見直しについて

いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができることは、賃上げの実効性を高め、労働者の収入の増加や企業の労働力確保の観点からも重要である。「年収の壁」については、基礎控除の引上げなどの見直しが進んでいるが、最低賃金の大幅な引上げなどにより、年末に向けた働き控えなどが懸念されている。

また、社会保険料率は上昇傾向にあり、賃金の引上げと連動することから労使双方にとって負担感が増している。地方財政への影響等を十分考慮の上、社会保険料の減免・猶予など公的負担に係る支援策を検討すること。

6 最低賃金制度のあり方見直しについて

最低賃金の決定においては、労使で丁寧な議論を深める必要があるが、今年度の京都地方最低賃金審議会答申においては、賃上げに向けた政府の支援や都道府県の取組に対する政府の後押しなどの支援策の詳細が示されなかったことが、審議に大きな影響を与えたとして、遺憾の意が述べられている。

今後も、最低賃金は上昇傾向にあると見込まれることから、労使双方の理解促進のためにも、必要な資料を分かりやすく提示するとともに、この度の総合経済対策においても、地方公共団体による地域の実情にあった賃上げ支援の取組を国として後押しするとされていることから、中央最低賃金審議会による改定目安の答申や、地方最低賃金審議会による最低賃金の答申において、プロセスや制度の課題を検証の上、地域の実情を踏まえた内容となるよう対応策を講じること。

また、最低賃金の引上げが、各地域の中小企業の経営や雇用に与える影響について、調査・研究を行い、必要な対策を講じること。

令和7年12月

文部科学大臣 松本 洋平 様

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

内閣府特命担当大臣（地方創生） 黄川田 仁志 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 城内 実 様

京都府知事

西脇 隆俊

京都市長

松井 孝治

日本労働組合総連合会京都府連合会会長

原 敏之

一般社団法人京都経営者協会会長

前川 重信